

相模原市SDGs連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはらSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）が中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等との連携により、SDGsの達成や地域課題の解決に向けて先進的に取り組む事業に必要な経費を補助することにより、新たな連携の創出や本市におけるSDGsの取組を推進することを目的に補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付年度の2月末日までに完了するもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) パートナーが中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等と連携して実施する事業
- (2) SDGsの達成に資することが明確な事業
- (3) 補助対象者が新規に実施する事業又は既存事業に新たな視点や工夫を加えた事業
- (4) 市内で実施される事業
- (5) 交付決定日以前に着手していない事業

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 政治活動、宗教活動を目的とした事業
- (2) 法令及び公序良俗に反する事業
- (3) 本市若しくは本市以外から補助等を受けている又は補助等を受ける予定のある事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、申請日時点においてパートナーである又はパートナー登録申請中で登録の見込みがある企業、NPO、団体、教育機関等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法人のうち、代表者又は役員のうち相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規

定する暴力団員に該当する者がいる者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条に掲げる補助対象事業を実施するに当たり、真に必要な経費のうち、別表に掲げる内容で市が認めるものとする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の10/10とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の限度額は1事業当たり40万円とする。

3 補助金の額の算定において、1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、相模原市SDGs連携推進事業補助金交付申請書に必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者が一会計年度に申請できる数は1事業までとする。

3 規則第4条第2項の規定により同条第1項第3号及び第4号に掲げる書類は、その添付を省略させるものとする。

4 市長は、規則第5条第1項の規定による審査等の結果、補助金等の不交付を決定したときは、補助金等不交付決定通知書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、別に定める相模原市SDGs連携推進事業補助金審査委員会において補助対象事業を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知をするものとする。

2 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、前条の書類について申請者に説明及び資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第9条 規則第10条第3項の規定による交付の決定の内容の変更は、補助対象経費の額の増額については行わないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助金交付年度の3月末日までに行わなければならない。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収証又は支払いを証する証拠書類の写し
- (2) 補助事業等を実施したことを証する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関の預貯金口座に口座振替の方法により行う。

(様式)

第12条 この補助金の申請等に係る書類の様式は次のとおりとする。

相模原市SDGs連携推進事業補助金交付申請書	第1号様式
事業計画書	第1号様式の1
収支予算書	第1号様式の2
相模原市SDGs連携推進事業補助金交付決定通知書	第2号様式
相模原市SDGs連携推進事業補助金不交付決定通知書	第3号様式
相模原市SDGs連携推進事業計画変更(中止・廃止)申請書	第4号様式
相模原市SDGs連携推進事業補助金交付決定取消(変更)通知書	第5号様式
相模原市SDGs連携推進事業実績報告書	第6号様式
実施報告書	第6号様式の1
収支決算書	第6号様式の2
相模原市SDGs連携推進事業補助金の額確定通知書	第7号様式
相模原市SDGs連携推進事業補助金交付請求書	第8号様式

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	内 容
広報費	チラシ・ポスター・ホームページ・PR動画作成等に係る経費 等 ※補助事業のPRにかかる経費に限る
謝金	外部講師、ボランティア等に対する謝金
使用料	施設や設備等の使用料 等
消耗品費	消耗品費
通信費	切手、はがき代、その他郵送費 等
雑役務費	補助事業実施のために、補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代 等
旅費交通費	旅費、駐車場利用料 等
委託費	補助事業の一部について外部に委託をするための経費
その他経費	上記の他、市長が特に必要と認める経費